



マイナンバーカードをつくろう！

身分証明書、証明書のコンビニ取得などさまざまな場面で使えるマイナンバーカード。申請窓口の時間延長など、交付サービスが4月から拡充されるこの機会に申請してみましょう。

【申請のしかた】

申請のしかたは4種類あります。今回は「郵送による申請」「スマートフォンによるオンライン申請」について紹介します。



事前に準備するもの

- ①個人番号カード交付申請書※図1参照
 - ②顔写真（郵送申請の場合のみ）※図2参照
 - ③返信用封筒（郵送申請の場合のみ）※図3参照
- ※①③は住民係（役場1階4番窓口）で再発行できます。

図1



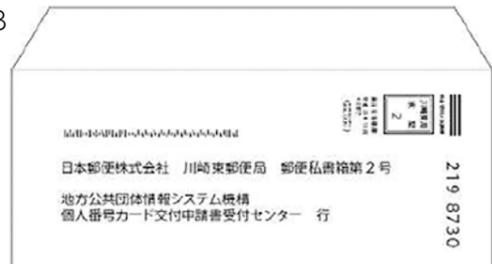
図2



サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）

- ・最近6カ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

図3



郵送により申請をする場合

ステップ1

①の申請書に必要な事項を記入し、②の顔写真を貼る。

ステップ2

③の封筒に、できあがった申請書を入れて投函する。
※通知カード部分は申請書と切り離し、手元に残しておいてください。

申請完了!

カードができあがるまでには約1カ月かかります。

スマートフォンによりオンライン申請をする場合

ステップ1

①の申請書のQRコードを読み取る。

ステップ2

画面の案内に従って顔写真の撮影や必要事項を入力し送信する。

申請完了!

カードができあがるまでには約1カ月かかります。



申請後の流れ

マイナンバーカードができあがり次第、住民係より「マイナンバーカード交付通知書」を送付します。

来庁できる日時を電話にて事前予約してください。

住民係（役場1階4番窓口）にてマイナンバーカードの受領となります。

○住民係（役場1階4番窓口）にて申請のお手伝いもしています。

規定の顔写真※図2参照またはスマートフォンをお持ちの上お越しください。

カード交付に関する問い合わせ先 町民課住民係（32）3114
 カード普及に関する問い合わせ先 企画財政課企画係（32）3112

申請はお早めに!



保険証にもなるよ!

マイナンバーカードの利用シーンが広がっています

身分証明書として利用できます

マイナンバーカードは、身分証明書として利用ができます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードを活用したマイナポイントも予定されています

令和2年9月から制度開始予定です。マイナポイントとは、マイナンバーカードを利用したポイント制度のことです。キャッシュレス決済アプリと紐付けし、キャッシュレスでチャージまたは買い物をする、マイナポイント25%（上限5,000円分）がもらえます。

【開庁日】

月	火曜日（午後7時30分まで）	土曜日（午前9時～正午）
4月	14日、28日	25日
5月	12日、26日	30日
6月	9日、23日	27日
7月	14日、28日	25日
8月	11日、25日	29日
9月	8日、29日	26日
10月	13日、27日	31日
11月	10日、24日	28日
12月	8日、22日	26日
令和3年1月	12日、26日	30日
令和3年2月	9日、16日	27日
令和3年3月	9日、23日	27日

マイナンバーカードの申請・交付のため、通常開庁時間を延長して、申請・交付の受付を行います。申請を希望される方は、町民課住民係までお越しください。

なお、この開庁はマイナンバーカード関連事務のみで、**住民票等の発行はできません。**

マイナンバーカード申請・交付窓口の時間延長・休日開庁を開始します

